明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一〇七）　二
○道路交通法施行令の一部を改正する政令（一〇八）　四

〔告　示〕

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人暴力追放広島県民会議から住所等の変更の届出があった件（国家公安委三四）
○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人香川県暴力追放運動推進センターから代表者変更の届出があった件（同三五）
○日本国に帰化を許可する件（法務一二三）
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産八）　五
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（同九）
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（同一〇）　六
○障害者の雇用の促進等に関する法律第七十四条の三第二十二項第二号の規定により在宅就業支援団体の代表者の氏名を変更した件（厚生労働一一八）
○厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る告示の特例に関する措置を廃止する件（同一一九）
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産八九五）
○漁業近代化資金融通法施行規程の一部を改正する件（同八九六）
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同八九七）　七
○独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和一事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件（同八九八）　七
○保安林の指定施業要件を変更する件（同八九九～九〇八）　九
○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通五四八）
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式（相当）指定の変更をした件（同五四九）
○通訳案内士法の規定に基づく登録研修機関の登録をした件（観光庁五）　一〇
○航路標識に関する件（海上保安庁二四、二五）　二
○道路に関する件（関東地方整備局五四、五五）
○都市計画に関する件（同五六）
○道路に関する件（北陸地方整備局八、九）　二
○道路に関する件（近畿地方整備局四一）
○道路に関する件（中国地方整備局四二）
○道路に関する件（沖縄総合事務局一一）

〔人事異動〕

法務省　二

〔官庁報告〕

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　二

〔公　告〕

諸事項

官庁

職員の免職処分関係　三

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　三

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。